

見附市告示第 7 6 号

見附市設備投資応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市設備投資応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市設備投資応援補助金交付要綱（平成 2 7 年見附市告示第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の表に定める」を「別表第 1 の」に改め、同条の表を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 補助事業者が別表第 2 のいずれかの加算区分に該当するときは、別表第 1 の補助対象経費の補助額に当該補助率又は補助上限額を加算した補助額とする。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

交付申請	申請期限	市長が別に定める日まで
	提出書類	(1) 事業計画書 (2) 設備等の見積書（取得予定価額を明らかにする書類）及び明細書 (3) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (4) 決算書（写し。3 期分）又は確定申告書（写し） (5) 市税の納税証明書又は領収証書（写し） (6) 金融機関確認書 (7) その他市長が必要と認める書類

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 （第 4 条関係）

補助対象経費	設備等の取得に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）
交付要件	設備等の取得価額が 1 0 0 万円以上であること。
額及び限度額	補助対象経費の 2 0 パーセント以内の

	額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、１００万円を限度とする。
--	--

別表第２（第４条関係）

補助額の加算区分	加算する補助率	加算する補助上限額
新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱第８条に基づき新潟県に認定されたパパ・ママ子育て応援プラス認定企業（以下「パパ・ママ子育て応援プラス認定企業」という）	補助対象経費の２４パーセント以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）	２０万円
厚生労働大臣によりユースエール認定企業として認定された企業（以下「ユースエール認定企業」という）	補助対象経費の２４パーセント以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）	２０万円
パパ・ママ子育て応援プラス認定企業及びユースエール認定企業として認定された企業	補助対象経費の２８パーセント以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）	４０万円

様式第１号中

「７ 添付書類

- （１）事業計画書
- （２）設備の見積書（取得予定価額を明らかにする書類）及び明細書
- （３）法人の登記事項証明書又は住民票の写し

(4) 決算書（写し。3期分）又は確定申告書（写し）

(5) 市税の納税証明書又は領収証書（写し）

(6) 金融機関確認書」を

「7 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 設備の見積書（取得予定価額を明らかにする書類）及び明細書

(3) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し

(4) 決算書（写し。3期分）又は確定申告書（写し）

(5) 市税の納税証明書又は領収証書（写し）

(6) 金融機関確認書

(7) その他市長が必要と認める書類」に

改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。